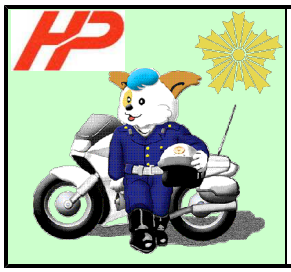

深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和６年１月１７日
深　川　警　察　署
交　　通　　課
Ｒ５年　第２号

酒気帯びチェックで飲酒運転防止！

令和5年12月1日から安全運転管理者の業務として『アルコール検知器』を用いた酒気帯びチェックが義務化になりました。

○酒気帯びチェックの要点○

① 酒気帯びチェックをするタイミング
業務に伴う運転の開始前や出勤時、運転の終了時や退勤時にチェックします。
必ずしも個々の運転の直前・直後にその都度行わなければいけないものではありません。
交替制勤務の場合、出勤時および退勤時等にチェックすることで足ります。

② 目視等での確認について
アルコール検知器を使用してチェックを行った場合でも、目視等によるチェックは必ず実施しなければなりません。

③ アルコール検知器でのチェック時の注意点
測定結果はドライバー本人だけが確認するのではなく、安全運転管理者自身も画面を直接見るなどして確認しましょう。

④ メールでの報告について
メールなど対話（通話）できない方法では、チェックしたことにはなりませんので、対面に準じた方法でチェックしましょう。

⑤ 酒気帯びチェックでドライバーが酒気を帯びていた場合
運転することができないので、酒気を帯びていない代わりのドライバーに運転させましょう。
運転後のチェックでドライバーが酒気を帯びていた場合、飲酒運転をした可能性がありますので、警察署に連絡するなどの対応をしましょう。

上記の他にも、酒気帯びチェックの要点はいろいろあります。
不明な点などがありましたら、警察署までご連絡ください。

従業員が業務中に飲酒運転による事故を起こすと、事故を起こしたドライバーだけでなく、企業も信用を大きく損なうことになります。
そうならないためにも、しっかり酒気帯びチェックを行い、飲酒運転を未然に防ぎましょう。